

山口県立大学

実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名	山口県立大学			設置者名	公立大学法人 山口県立大学			
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)			
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員 就職者数
						実数	個別	
国際文化学部	国際文化学科	60人	高一種免(英語)	平成18年度	60人	10人	10人	6人
	文化創造学科	50人	高一種免(国語)	平成19年度	59人	8人	8人	2人
社会福祉学部	社会福祉学科	100人	高一種免(福祉)	平成18年度	109人	6人	6人	2人
			特支一種免(知・肢・病)	平成19年度			6人	
看護栄養学部	看護学科	50人	養教一種免	平成18年度	62人	11人	11人	5人
	栄養学科	40人	高一種免(家庭)	平成18年度	47人	15人	4人	2人
		栄教一種免	平成18年度	15人				
入学定員合計		300人	合計		337人	50人	60人	17人
大学名	山口県立大学大学院			設置者名	公立大学法人 山口県立大学			
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)			
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員 就職者数
						実数	個別	
健康福祉学 研究科	健康福祉学専攻 (博士前期課程)	10人	中専免(家庭)	平成19年度	12人	1人	1人	1人
			高専免(家庭)	平成19年度			1人	
入学定員合計		10人	合計		12人	1人	2人	1人
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・「学部・学科等の名称等」欄は、平成24年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。 							

教職課程実地視察大学に対する講評

実地視察日：平成24年12月17日（月）

実地視察大学：山口県立大学

実地視察委員：大坪治彦委員、和泉研二委員

【全般的事項】

○教員養成に関する教育課程、教員組織等についておおむね基準は満たしているものの、教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める「含めることが必要な事項」が含まれていない授業が存在することや、履修カルテの運用方法などについて、いくつかの改善すべき点が確認された。

【個別事項】

1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

○大学としての教員養成に対する理念・構想がはっきり整理され示されているとはいいがたいため、理念・構想を明確化し、それを具体化するための教職課程に対する全学的な組織、教育課程や教員組織がより一層充実したものとなるように、検討すること。

○教職課程を担当する組織として「教職会議」が設置されているものの、教育課程等について実質的に検討しているとは認められなかった。このため、例えば、学長・副学長を中心としたより責任ある運営体制を構築するなど、大学全体としての教職課程の実施・指導体制の整備に努めること。

2. 教育課程（教職に関する科目及び教科に関する科目）、履修方法及びシラバスの状況

○教職に関する科目が2年次からしか履修できないカリキュラムとなっており、教職の導入科目ともいえる『教職論』が3年次に開講されているなどの状況が確認された。教職課程は、教科に関する科目と教職に関する科目の両方の科目によって編成されているが、学生がそれらの科目を適切な年次に、体系的に学修できるように教育課程を改善すること。

○教職に関する科目について、教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める「含めることが必要な事項」が含まれているか否か、シラバスからは判断できない科目があるため、法令で扱うこととしている内容は必ず扱うとともに、シラバスにおいて「含めることが必要な事項」が含まれていることが明確にわかるようにすること。

3. 教育実習の取組状況

- 特別支援学校教諭及び高等学校教諭（福祉）の教職課程を履修する学生以外は、母校実習となっている。教育実習は、大学による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、母校実習ではなく、可能な限り大学が所在する近隣において実習先を確保することが望ましい。今後、地元教育委員会や学校との連携を進め、近隣の学校における実習先の確保に努めること。
- また、学生が出身地の学校への就職を希望する等により、やむを得ず遠隔地における教育実習を行う場合においても、大学が、実習先の学校と連携し教育実習に関わる体制を構築するとともに、実習校まかせの教育実習とならないように、適切に実習指導をし、公正な評価となるように努めること。

4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

- 教職指導が、教員免許状の取得を希望する一部の学生に対してのみ行われており、全学で教職指導を行う体制とはなっていないように見受けられた。
教職を目指す学生全てに対して、一定の水準以上の教職指導が実施されるように、全学で教職指導を行う体制を構築すること。
- 教職指導室が設置されているものの、キャリアアドバイザーが他の就職指導と併せて教職指導に当たっており、教職に特化した指導ではないように見受けられた。
例えば、退職教員などの教職に関して知見を持った職員を配置するなど、教職を志す学生の相談に対して充実した指導ができる体制の整備を検討いただきたい。
- 履修カルテについて、学生本人が記入した後、コピーを大学に提出することとなっており、教員が確認したとしても、そのフィードバックが学生に対してなされていないように見受けられた。教職指導は、就職指導のみならず、学生が教職について理解を深め、教職への適性について考察するとともに、各科目の履修等を通して、主体的に教員として必要な資質能力を統合・形成していくことができるよう、教職課程の全期間を通じて大学が計画的・組織的に指導するものであることを踏まえ、教員が履修カルテを随時確認して、講評を記入するなど、履修カルテを有効活用する仕組みをご検討いただきたい。

5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

○地元教育委員会と協力し、学校支援ボランティアに取り組んでいるが、学生をボランティア活動に参加させるにあたって、学生個々に任せるのではなく、例えばボランティア支援室を設置して、事前・事後指導を実施したり、大学が積極的に教育委員会や学校と連携してボランティア活動を企画したりするなど、教職に関心のある学生が、早い段階から学校現場体験等を通じて、教職の魅力や教員としての適性等を把握した上で、教員免許状の取得を目指すことができるような取組を推進すること。

6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

○教育関連の図書・雑誌が充実しているとはいえないため、教科書、指導書、教科に関する図書及び雑誌等を充実させること。また、図書の配架についても独自のルールで行われているが、教職を志す学生が必要な知識・情報を入手できるように、配架方法を含めて、図書環境の整備を図ること。

○新キャンパスへの移転計画があるとのことであるが、教職関連施設については、実際の学校現場の環境を意識した実践力の高度化に資するような施設・設備とすることを期待する。

7. その他特記事項

○1つの学科で複数種の教員免許状が取得できるようになっている学科や、免許教科に係る専門的知識・技能が担保できるか否か疑われるような教職課程も確認されたことから、今後、例えば、免許教科ごとにコース分けをするなど、それぞれの教員免許状に係る専門的知識・技能を担保するための取組を検討すること。